

株式会社塵芥センター
代表取締役 溝淵 誉仁 殿

一般廃棄物収集運搬業許可書

一般廃棄物収集運搬業を行うことを次の条件を付して許可します。

令和3年3月16日

宇多津町長 谷川 俊博



記

許 可 番 号	宇多津町許可第 8 号
許 可 期 限	(自) 令和3年4月1日 (至) 令和5年3月31日
一 般 廃 棄 物 の 種 類	事業系一般廃棄物 (食品残渣)
区 域	宇多津町の行政区域内 ただし、次の施設は除く。 1. 町が管理運営している施設
許 可 の 条 件	別紙のとおり